

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計画変更	平成 3 1 年 3 月
計画主体	大田原市

大田原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興部農林整備課
所在地 栃木県大田原市本町 1-4-1
電話番号 0287-23-8813
F A X 番号 0287-23-8782
メールアドレス nourin@city.ohatawara.tochigi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ア) イノシシ イ) ハクビシン ウ) アライグマ エ) 鳥類（カルガモ・カワウ・カラス類〔ハシブトガラス・ハシボソガラス〕・サギ類〔アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ〕） オ) ニホンジカ カ) ニホンザル
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	大田原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稻、野菜、芋類、 飼料作物、雑穀	5,300	7,667
ハクビシン	野菜、果樹	100	288
カモ類・カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）	水稻、野菜、果樹	600	858
カワウ	魚類(稚魚含む)	—	不明
ニホンジカ	野菜	—	不明
サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	水稻	4	57
ニホンザル	—	—	不明

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシについては中山間地の里山や山際の農地に出没し、水稻を中心に被害を与えており、近年は新たに被害を受ける圃場も多く、生息域の拡大が懸念されている。また、畦畔や土水路の崩壊、ゴルフ場の芝の掘り起こしなどの被害も発生している。 ・ハクビシンやカモ類、カラス類による農作物の被害が、市内広範囲において年間を通して発生している。また、住宅地域においても家庭菜園や生活環境にも被害を及ぼしており、住民からの相談や苦情は増えてきている。
--

(2) 被害の傾向

- ・平成28年に交通事故死したと思われるアライグマの死体が回収された。本市では平成24年にアライグマが捕獲されて以降、被害報告や目撃情報はなかったが、今後は監視体制を強化する必要があると思われる。
- ・カワウによる天然のアユや放流した稚魚、ウグイなど川魚の捕食被害が発生している。
- ・ニホンジカについては具体的な被害は報告されていないが、一部の地域から目撃情報が寄せられているため、生息の定着が懸念されている。
- ・サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）による騒音、異臭、糞害など生活環境への被害や田植え後の水稻の踏み倒しの被害が近年発生している。
- ・群れからはぐれたニホンザルによる高齢者や児童への人身被害、生活被害が市民から懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（平成27年度）		目標値（平成31年度）	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	5,300	7,667	4,200	6,133
ハクビシン	100	288	100	230
カモ類・カラス類	600	858	600	686
サギ類（アオサギ・ゴイサギ・ダイサギ）	4	57	2	30

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	地元猟友会の協力を得て、銃器・くくりわなによる捕獲を実施。 栃木県と協力し、ICTを活用した効率的な被害防除活動の実証を実施。	市内狩猟者の高齢化や狩猟離れが進む中、野生鳥獣の放射能汚染や猟銃所持の厳格化等により、狩猟者の減少が深刻化している。 今後、捕獲の担い手の確保・育成や捕獲体制の見直しが必要である。また、被害の拡大が懸念されるハクビシン・アライグマ対策についても、捕獲体制の整備が必要である。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	<p>個人において電気柵・金網柵・トタン板等の侵入防止柵を設置している。</p> <p>野生動物が近寄りにくい環境整備として「とちぎの元気な森づくり県民税事業」による里山林の整備を実施している。</p> <p>鳥類の追い払いのため音波装置を設置</p>	<p>農林業者の高齢化や兼業化が進んでいるため、侵入防止柵設置後の管理が徹底されず被害に遭う事例が見受けられる。個人での防除には限界があるため、集落や地域単位での集団的な防除方法を検討する必要がある。</p> <p>サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）の営巣地となっている山林に音波装置を設置したが継続的な効果は見られなかった。鳥類全般の被害については、まだ効果的な防除手段がない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>従来の防護柵の設置や有害駆除に加え、里山林の整備やICTなど新技術を活用した被害防除活動に積極的に取り組むことにより、獣害を受けにくい環境整備や地域の実情にあった効果的かつ効率的な対策を図っていくこととする。</p> <p>具体的な取り組みとしては、以下の事項を進めて行く。</p> <p>ア) 電気柵やワイヤーメッシュは獣害に有効であるため、補助事業を活用した侵入防止柵の整備を推進する。</p> <p>イ) 隣接市町と捕獲時期を統一し、広域的な連携を図る。</p> <p>ウ) 被害農家等を対象に狩猟免許取得の促進を図り、捕獲担い手の育成、支援に努める。 (狩猟免許取得費、銃購入に対する補助制度の創設)</p> <p>エ) 農家や地域住民の有害鳥獣対策に対する意識改革を図るため、地域ごとの講習会や被害農家への被害防除の普及啓発を行う。</p> <p>オ) 鳥獣被害対策実施隊による積極的な捕獲と効果的な被害対策の指導等により、獣害に負けない地域づくりを目指す。</p> <p>カ) ICTを活用した効率的な被害防除活動の実証を行う。</p> <p>キ) 生息の定着が懸念される種については、栃木県及び近隣市町と連携し、出没区域の把握に努める。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、鳥獣被害対策実施隊員のうち主として鳥獣の捕獲等にあたる者を対象鳥獣捕獲員に任命し、被害地区を中心に捕獲・駆除を実施する。また、地元猟友会にも協力を依頼し、実施隊と連携した有害捕獲を実施していく。

ハクビシンやアライグマについては、基本的に被害農家、市民、団体等が許可を得て捕獲・駆除を実施する。（市所有の箱わなを無償で貸出す。）

カモ類・カラス類・カワウについては、関係機関からの要請を受けた猟友会員により、各支部、班ごとに市内一斉に捕獲・駆除を実施する。

ニホンジカについては、生息の定着が懸念されるため、栃木県及び近隣市町と情報共有し出没区域の把握に努め、鳥獣被害対策実施隊員と猟友会員が連携し、出没区域を中心に捕獲活動を実施していく。

サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）については、営巣地となっている地域の地元住民の協力のもと追い払いを実施し、個体数調整が必要になった場合には、鳥獣被害対策実施隊及び猟友会に協力を仰ぎ捕獲・駆除を実施する。

ニホンザルについては、群れで市内に定着することはないが、稀に市街地へ迷い込むことがあり、高齢者や児童への人身被害も懸念されるため、追い払いを対策の中心とするが、場合によっては捕獲・駆除を警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会、獣医師（麻酔銃使用）と連携し実施する。

カワウについては、栃木県、漁業組合と連携し、生息数に応じた管理を基本として実施していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ カモ類 カラス類 ニホンジカ	・有害駆除に対する支援及び補助 ・わなの購入及び貸与 ・狩猟免許取得の推進及び支援 ・ICTを活用した効率的な捕獲方法の実証
30	イノシシ カモ類 カラス類 ニホンジカ	・有害駆除に対する支援及び補助 ・わなの購入及び貸与 ・狩猟免許取得の推進及び支援 ・ICTを活用した効率的な捕獲方法の実証
31	イノシシ ハクビシン カモ類、カラス類 ニホンジカ サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ） ニホンザル カワウ アライグマ	・有害駆除に対する支援及び補助 ・わなの購入及び貸与 ・狩猟免許取得の推進及び支援（狩猟免許取得費、銃購入に対する補助制度を創設） ・ICTを活用した効率的な捕獲方法の実証

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	イノシシについては、近年捕獲数が増加していることや生息区域の拡大が懸念されていることを踏まえ、約250頭の捕獲が見込まれる。
ハクビシン	ハクビシンについては、農業被害のほか家屋屋根裏への侵入などの生活環境被害が増えていることから、前年度の捕獲実績である9頭の2倍程度とした。
アライグマ	アライグマについては、市内での目撃情報はほとんどないが、被害や捕獲事例の多い埼玉県から生息域が北上しており、県内でも生息数が拡大傾向にあるため、捕獲数をおよそ3頭とした。
カモ類・カラス類	カモ類・カラス類については、被害額が減少又は横ばい傾向にあるが、愛鳥週間を挟み実施している一斉捕獲事業の活動日数を平成31年度拡充する予定のため、捕獲数を増加した。
ニホンジカ	ニホンジカについては、これまで捕獲した実績はないが、一部地域での目撃情報が寄せられていることから、10頭とした。
サギ類 (アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ)	サギ類 (アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ) については、追い払いを基本とするが、多数の営巣箇所が確認されているため、およそ100羽を目標に駆除する。
ニホンザル	ニホンザルについては、はなれザルが稀に確認されるため5頭とした。
カワウ	カワウについては、一斉駆除など実施する予定はないが、生息个体数を踏まえ、およそ50羽とした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	130	250	260
ハクビシン	20	20	20
アライグマ	—	—	3
カモ類	550	550	650
カラス類	110	110	170
ニホンジカ	10	10	10
サギ類 (アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ)	—	—	100
ニホンザル	—	—	5
カワウ	—	—	50

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、市内全域を対象に銃器及びくくりわなによる有害捕獲を通年で実施する。また、栃木県と協力し、鳥獣被害対策実施隊を中心に、ICTを活用した効率的な捕獲方法の実証を行う。</p> <p>ハクビシン・アライグマ等については、被害を受けている者が必要に応じて、自己の所有又は管理する区域内において箱わな（市所有の箱わなを無償で貸出す。）で捕獲する。</p> <p>カモ類・カラス類等については、市内全域を対象に、実施期間及び区域を考慮しながら適切な方法により捕獲する。</p> <p>ニホンジカについては、出没区域の把握に努めるとともに、その区域において銃器及びくくりわなによる有害捕獲を通年で実施する。</p> <p>サギ類（アオサギ・ダイサギ・ゴイサギ）については、地元住民による追い払いを基本とするが、個体数調整が必要となった場合は、栃木県、大田原警察署、地元自治会、動物愛護団体、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等、関係機関に協力を仰ぎ、適切な時期に銃器による捕獲・駆除を実施する。</p> <p>ニホンザルについては、市街地への侵入を防ぐための追い払いを基本とするが、人身被害等懸念される場合は、栃木県、大田原警察署、地元自治会、獣医師、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等、関係機関に協力を仰ぎ、適切な時期に銃器による捕獲・駆除を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵等 5,000m	電気柵等 5,000m	電気柵等 5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

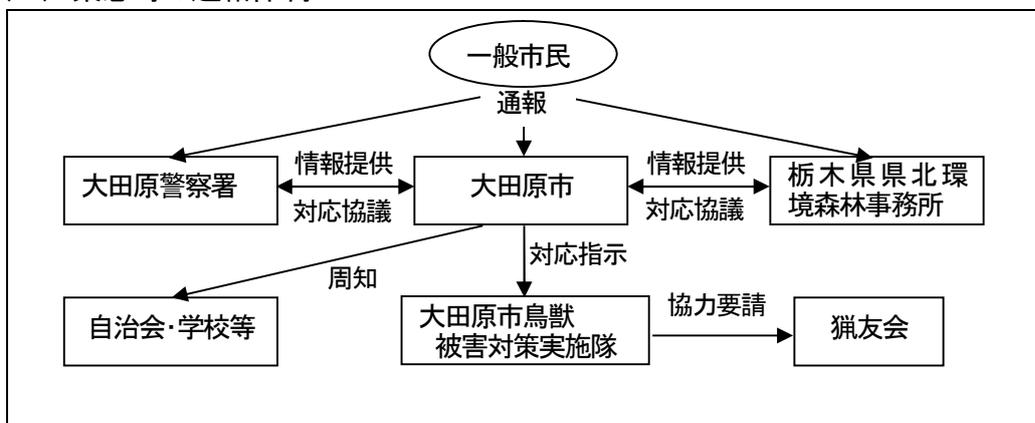
年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山林整備による緩衝帯の設置 ・ 防護柵等の整備に対する支援及び補助
30	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山林整備による緩衝帯の設置 ・ 防護柵等の整備に対する支援及び補助
31	イノシシ ハクビシン カモ類、カラス類 ニホンジカ サギ類（アオサギ・ダイサギ ・ゴイサギ） ニホンザル カワウ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山林整備による緩衝帯の設置 ・ 防護柵等の整備に対する支援及び補助 ・ 花火等による追い払い・駆除への支援

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大田原市	住民対応、関係機関との連絡・調整
栃木県県北環境森林事務所	対処に関する助言・指導
大田原警察署	住民の安全確保、交通規制等
大田原市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・駆除等、被害防止対策
栃木県猟友会那須北支部	対象鳥獣の捕獲・駆除等
栃木県猟友会那須中央支部	対象鳥獣の捕獲・駆除等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大田原市野生鳥獣被害対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
被害地区の代表者（自治会長）	農林業作物被害の情報提供
黒羽地区猟友会の代表者	捕獲等の実施
野生鳥獣保護管理指導者 （鳥獣保護員、鳥獣管理士）	野生鳥獣被害対策の指導
那須農業協同組合	農作物被害及び対策の情報提供
那須中央農業共済組合	農作物被害及び対策の情報提供
塩那森林管理署	林業被害の情報提供
大田原市森林組合	林業被害の情報提供
那珂川北部漁業協同組合	水産業被害の情報提供
栃木県北環境森林事務所	農林業被害対策の指導及び情報提供
栃木県那須農業振興事務所	農林業被害対策の指導及び情報提供
市長が必要と認める者	各分野での指導及び情報提供
大田原市	事務局及び協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城・栃木鳥獣害広域対策協議会	八溝地域の鳥獣被害を防止するため、2県15市町が緊密に連携し、広域的な被害対策を行う。
県北地域鳥獣被害対策連絡会議	県北地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策を行う。
県東地域ニホンジカ対策協議会	近年生息域を拡大しているニホンジカへの情報交換、広域的な被害対策を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日設置

名称：大田原市鳥獣被害対策実施隊

隊員：7名（市職員2名、非常勤職員(民間人)5名)

※なお民間隊員5名を対象鳥獣捕獲員に任命

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町との情報の共有や交換を密にし、広域的かつ迅速な捕獲や未然の対応を可能にする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」等に基づき適正に処理することを原則とするが、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理する。

また、捕獲したイノシシの肉については、原発事故以降、栃木県全域で出荷は制限されているが、県の出荷・検査方針に基づき、那珂川町イノシシ肉加工施設で管理されるイノシシ肉については出荷可能であるため、那珂川町と連携し、当該施設を通して処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

本市内で捕獲されたイノシシについては、原発事故以降、出荷制限が継続しており、定期的に放射線のモニタリング検査を実施している。全体的に濃度は低減しており、夏場は概ね基準値を下回っているが、秋から冬にかけてドングリなど山のものを食するようになると福島県に近い地域では、基準値を超える放射性セシウムが検出されている。

今後は、栃木県の出荷・検査方針に基づき那珂川町イノシシ肉加工施設で管理されるイノシシ肉については出荷可能であるため、那珂川町と連携し、当該施設を通してジビエの有効な利活用を図っていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画は「特定鳥獣保護管理地域計画作成要領」に定める別紙様式1「地域計画(共通)」を兼ねるものとする。